

資 料 編

1. 用語解説

2. 計画策定の経過

- 経過一覧表
- 岡谷市男女共同参画審議会に対する諮問
- 岡谷市男女共同参画審議会から市長に対する答申
- 市民等の意見募集（パブリックコメント）に寄せられた意見

3. 岡谷市男女共同参画審議会

岡谷市男女共同参画推進協議会 委員名簿

4. 岡谷市男女共同参画条例

5. 男女共同参画に関する国内外の動き

1 用語解説

用語	解説
あ行	
アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）	誰もが意図せず潜在的に持っている思い込みのこと。環境、教育、所属などから影響を受け、既成概念、固定概念となっていく。無意識に「こうだ」と思い込むこと。
育児・介護休業法	正式名称は「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。 育児または家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、わが国の経済及び社会の発展に資することを目的とする法律。
SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	友人、知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。
M字カーブ	日本人女性の年齢階級別の労働力率（15歳以上の人口に占める求職中の人も含めた働く人の割合）をグラフで表すと、学校卒業後20歳代でピークに達し、その後、30歳代の出産・育児期に落ち込み、子育てが一段落した40歳代で再上昇し、アルファベットの「M」のかたちに似た曲線を描く傾向が見られるため、この形態を「M字カーブ」と言う。
LGBTQ	Lrsbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人）、Questioning（クエスチョニング）の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティ（性的少数者）を表す総称のひとつ。
エンパワーメント	自らの意識と能力を高めて意思決定過程に参画し、政治的、経済的、社会的に力を持った存在になること。
か行	
キャリアアップ支援	より高い専門的知識や能力を身につけ、経歴を高くする支援や、高い地位や高給職への転職支援。
キャリア形成	仕事を通じて必要な経験やスキルなどを積み重ねて自己実現を図るプロセスのこと。
グローバル化	グローバリゼーションのこと。政治、文化、経済などが国や地域の枠組みを超えて拡大すること。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。 「男性は仕事、女性は家庭」などと表現されるように、性別によって役割・能力・活動分野などを固定的に捉える考え方。

困難女性支援法	正式名称は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和6年4月施行）。 さまざまな困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする法律。
さ行	
ジェンダー	社会的・文化的に形成された性別のこと。 人間には生まれ持った生物学的性別（セックス/sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた男性像・女性像があり、そのような男性、女性の別を社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー/gender）という。
ジェンダー平等	一人ひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができること。
ジェンダーバランス	男女の賃金格差や昇進格差をなくし、男女の採用の公平性をとること。
女性活躍推進法	正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年9月交付、10年間の時限立法）。 自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であり、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、国、地方公共団体、301人以上の企業に数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出、女性の活躍に関する情報の公表を義務付けた法律。 令和元年6月一部を改正する法律が公布され、行動計画の策定、届出、公表義務の対象企業が101人以上に拡大されたほか、301人以上の企業の情報の公表内容が強化された。
ジョブカフェ	都道府県が主体となって設置している、若者の就職支援をワンストップで行う施設のこと。正式名称を「若年者のためのワンストップサービスセンター」という。
セクシュアルハラスメント	相手の意に反して不快、不安な状態に追い込む性的な言動により、仕事をする上で不利益を与えたり、就業環境を害したりすること。
性的マイノリティ	同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害の人々など、性的少数者のこと。LGBTQとも呼ばれている。
性的指向 (Sexual Orientation)	恋愛・性愛の対象として魅力を感じる相手の性別のことで、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指す。
性自認 (Gender Identity)	性別に関する自己意識のことである。
た行	
男女共同参画基本計画	男女共同参画社会基本法に基づいて政府が定める、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画。

男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体・国民の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めた法律。
男女雇用機会均等法	正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。 職場での男女差別を禁止するとともに、男女の均等な機会と待遇を確保することを定めた法律。
男女共同参画の視点	個人の能力を自由に発揮し、対等な立場に立って、多様な価値や考えを理解し、認め合うこと。
デートDV	結婚していない恋人の間で起こる暴力。
デジタル化	業務の効率化のため、情報や過程をデジタルを活用した業務に変更することで、手作業の方法からデジタル技術へ移行すること。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人など親密な関係にある、または、親密な関係にあった男女間で行われる身体的・精神的な暴力のことを言い、殴る、蹴るなどの行為のほか、相手を思いどおりに支配しようとする態度や行為を含む。なお、ドメスティック・バイオレンスは、法令等で明確に定義された言葉ではない。
DV防止法	正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」。 家庭内での暴力を防止するとともに、被害者（配偶者等）の保護と自立に向けた支援を行うことを目的とする法律。
な行	
長野県パートナーシップ届出制度	双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係を長野県に届け出ること、届出があったことを証明するもの。
は行	
ハラスメント	他者に対し、不愉快な気持ちにさせることや、実質的な損害を与えるなど、不快感を与える行為の一般的総称であり、類似の概念にいたずら、いじめ等がある。 受け手の感じ方によって嫌がらせになるかどうかは違うため、自覚を持たず、無知・無自覚または当人なりの善意に基づいて行為に及んでいる場合があることに注意が必要。
バリアフリー化	高齢者・障がい者等が生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方のこと。
伴走型相談支援	出産・育児等の見通しを立てるための面談等（妊娠届から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信を実施し、必要な支援につなぐ相談支援のこと。

包括的支援	人生の各段階における心身の状態に応じて、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策の有機的な連携により、生涯にわたり適切かつ効果的な支援が総合的に行われること。
ま行	
マタニティハラスメント	働く女性が妊娠・出産を理由に、職場で精神的・肉体的ないやがらせ(解雇や雇い止め、自主退職の強要などの不当な処遇)を受けること。
や行	
有害環境	青少年の健全な成長、人格形成に強い影響を及ぼし、非行や問題行動を誘引するような有害図書や有害サイト、動画などのこと。 たとえば、性的感情を著しく刺激するようなもの。
ら行	
ライフステージ	人生の節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される生活環境の段階のこと。
労働力率	15歳以上の人口に占める、求職中の人も含めた働く人の割合。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。

2 計画策定の経過

■経過一覧表

年月日	説 明
令和4年 7月4日	令和4年度 第1回男女共同参画審議会 [働く場における男女の意識調査の内容検討]
令和4年 8月25日 ～9月30日	働く場における男女の意識調査 〔従業員30人以上の市内事業所 50社 上記の事業所で働く男女 500人（50社×各10人）〕
令和5年 2月 9日	令和4年度 第2回男女共同参画審議会 [働く場における男女の意識調査結果、現状と課題]
令和5年 7月 4日	令和5年度 第1回男女共同参画審議会 [男女共同参画に関する市民アンケートの内容検討]
令和5年 8月18日 ～9月20日	男女共同参画に関する市民アンケート [無作為抽出／満18歳以上の男女1,000人]
令和6年 2月27日	令和5年度 第2回男女共同参画審議会 [男女共同参画に関する市民アンケート結果、現状と課題]
令和6年 6月21日	第1回男女共同参画推進協議会幹事会及び専門部会合同会議 [策定方針協議]
令和6年 7月 1日	第1回男女共同参画推進協議会委員会 [策定方針協議]
令和6年 7月 3日	令和6年度 第1回男女共同参画審議会 [計画の概要]
令和6年 9月30日	第2回男女共同参画推進協議会専門部会 [計画案協議]
令和6年10月 3日	第2回男女共同参画推進協議会幹事会 [計画案協議]
令和6年10月17日	部長会議 [計画案協議]
令和6年11月 1日	第2回男女共同参画推進協議会委員会 [計画案協議]
令和6年11月13日	第2回男女共同参画審議会 [計画案諮問]
令和6年11月14日 ～12月13日	計画案公表、市民意見等の募集（パブリックコメント）
令和6年12月10日	第3回男女共同参画審議会 [計画案審議]
令和6年12月23日	第4回男女共同参画審議会 [計画案審議]
令和7年 1月 9日	男女共同参画審議会 [答申]
令和7年 1月20日	部長会議 [計画案審議]
令和7年 2月 3日	第3回男女共同参画推進協議会委員会 [計画決定]
令和7年 3月11日	議会総務委員会 [報告]

■ 諮問、答申

(1) 諮問（令和6年11月13日）

6地第74号
令和6年11月13日

岡谷市男女共同参画審議会
会長 鮎澤美知様

岡谷市長 早出一真

諮 問 書

岡谷市男女共同参画条例第20条第2項の規定に基づき、第7次岡谷市男女共同参画計画「男女共同参画おかやプランⅦ」について諮問申し上げます。

(2) 答申（令和7年1月9日）

令和7年1月9日

岡谷市長 早 出 一 真 様

岡谷市男女共同参画審議会
会 長 鮎 澤 美 知

答 申 書

令和6年11月13日付6地第74号をもって貴職から諮問されました第7次岡谷市男女共同参画計画「男女共同参画おかやプランⅦ」について、岡谷市男女共同参画審議会にて慎重に審議、検討を重ね、取りまとめましたので下記のとおり答申いたします。

記

近年、急速に進む人口減少や少子高齢化社会、生活環境の多様化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。そのような中、活力ある社会を実現するためには、お互いの人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

岡谷市においては、平成16年に岡谷市男女共同参画条例を制定以降、男女共同参画施策を推進してきた結果、市民の意識は少しずつ変化してきていますが、「男性は仕事、女性は家庭」というような固定的性別役割分担意識が生活環境に根強く残っています。また、女性活躍推進やあらゆる暴力の防止に加え、家庭状況や地域社会との関係性など女性をめぐるさまざまな課題に対応できる社会も求められています。

これからの時代、性別にかかわらず多様な人々がともに参画していく必要があると切に感じております。あらゆる分野で男女共同参画を進めるためには、地道な啓発活動を進めながら、市民一人ひとりの意識の向上が大切になります。

諮問されました、第7次岡谷市男女共同参画計画「男女共同参画おかやプランⅦ」につきまして、時代により変化していきなかなではありますが、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを積極的に実施し、目標指標に設定されたものを確実に達成できるよう、これまで以上に注力され推進されることを期待します。

特に、女性の活躍促進として女性の社会参画だけでなく、男女ともに意識を向上させ、あらゆる場面においてともに活躍できる男女共同参画社会の実現のための施策に取り組まれることを切に要望し、意見・提言を添えて答申といたします。

意見・提言

1 総体的事項

計画書内の用語を常用語にするなど、誰が読んでもわかりやすく、理解できる内容としてください。

また、難しい言葉については、用語解説をつけるなど、工夫をしてください。

2 女性の活躍推進に関して

女性の活躍推進のなかで、あらゆる分野において女性が参画し、活躍するためには、男女ともに性別役割分担意識を解消し、意識を向上させていく必要があると考えます。

特に女性が責任ある役職に就くことを避けてしまうことについて理由を掘り下げ、改善できるような施策を期待します。

また、事業所で男性が育児休業を取得しやすい環境整備などの制度と意識の改革促進を図ってください。

さらに、子育て支援を充実させ、ワーク・ライフ・バランスの推進など、普及啓発に努めてください。

3 あらゆる暴力の予防及び根絶に関して

SNSはとても便利なものですが、使い方によっては、顔が見えない中での暴力の武器にもなるため、その危険性なども学べるような施策を検討してください。

4 意識を高める広報・啓発等の推進に関して

情報提供や情報収集、周知等の方法について、広報やホームページに加え、市のLINEを含むSNSの活用など、あらゆる手段を用いて広く情報提供できるよう工夫し、誰一人取り残すことのないようきめ細やかな啓発に努めてください。

■市民等の意見募集（パブリックコメント）に寄せられた意見

実施期間：令和6年11月14日（木）～12月13日（金）

意見等

p15 から、「学校教育の場」では男女平等だという意識にある人が多いので、学校では学習の機会は従来通りで良いと思います。

p16 施策の内容①男女共同参画の視点に立った教育の充実の具体的施策に、多様な選択を可能にする教育の推進とあり、取組内容に「ジェンダー平等等に関する理解を促し」とあります。これは小中学生にも教育をする予定でしょうか？

小中学生は心も体も発達段階にあります。男女の差異や自分というものを理解していないうちから、ジェンダーを教育することは、より不安定な心を生み出してしまうと思いますので、不要な学習による悪影響が心配です。ですので、小中学生へのジェンダー教育は反対です。

男性には男性の役割があり、女性には女性の役割があります。これは差別ではなく区別です。それを差別と称して、男女平等を推し進めることに違和感を感じます。男性と女性はそもそも別の生き物であり、男性らしさ、女性らしさがあって当然だと思います。男女平等を推し進めることで、「男性らしい、女性らしい」という発言そのものが、差別だと非難されている世の中になってしまっています。少しずつ言論の自由が奪われ、コミュニケーションも取りづらくなっているように感じます。どんどん人との繋がりも薄れていっているように感じます。

人は群れで助け合って行動する生き物ですので、人と人との繋がりや団結力を弱める動き（教育、環境、法律など）は、なるべく避けて欲しいです。

平等という耳障りの良い言葉に惑わされず、本来必要なジェンダー教育を行って欲しいです。例えば、女性らしさと男性らしさがうまく助け合うことでまわる家庭や地域のことなど。

人と人との繋がりや強い地域に生まれ育った子どもは、地元を愛し、活躍し、一旦はその地を出たとしても、またその地で子育てをしていくと思います。

それほど、教育というものは大切に、重要な役割があると考えます。間違った教育は、国や地域を荒廃、衰退させていくと思います。

残念ながら、今の日本は、自殺率も高く、教育が間違った方向に進んでいると感じます。国が間違えることもあります。

世界の動きが SDGs や男女平等の流れになっていたとしても、もともと差別の少ない日本、おもてなしの心が根付く日本に必要なことなのか、そしてこの岡谷市にとって本当に必要かをよく検討して頂けたらと思います。

岡谷に住む子ども達を守るのは、岡谷の市政に携わる人達だけだと思います。よろしくお願い致します。

計画は、とてもよくできていると思います。

男女共同参画については、少しずつ進んできているとは思いますが、人それぞれであり、まだまだな部分もあると思います。すべての人が男女共同参画に関心を寄せることは、なかなか難しいと思います。

男女と言わず、人それぞれの特性や個性があるので、夫婦で言ったら互いに協力し合い、お互いが心地よければ、それでいいと思います。

ただ、どちらかが不満を抱えていたら、それは良くないと思います。

新しい困難女性支援法の改革ですが、相談体制について、都会の様に民間団体が多くあるわけではないと思いますが、行政だけでなく、もう少し民間の協力も得られるような体制をとれるといいと思います。

3 岡谷市男女共同参画審議会

岡谷市男女共同参画推進協議会 委員名簿

(1) 岡谷市男女共同参画審議会

(敬称略・五十音順)

役 職	氏 名	所 属
会 長	鮎澤 美知	一般公募
副会長	赤間 公子	学識経験者（信州豊南短期大学）
委 員	有賀 メアリー	一般公募
〃	今井 郁乃	岡谷市女性団体連絡協議会
〃	梅垣 つね	人権擁護委員
〃	小口 貴一郎	岡谷市小中学校校長会
〃	小口 まゆみ	一般公募
〃	柏原 明彦	岡谷市労務対策協議会
〃	北村 隆雄	岡谷市民生児童委員協議会
〃	熊井 卷文	岡谷市社会福祉協議会
〃	高橋 章	岡谷市連合壮年会
〃	高橋 祥二	岡谷市区長会
〃	藤森 賢二	事業所（諏訪信用金庫）
〃	矢崎 京子	女性事業主（中央通りおかみさん会）
アドバイザー	長崎 淳	長野県男女共同参画センター

(2) 岡谷市男女共同参画推進協議会

【会長】市長 早出 一真 【副会長】副市長 藤澤 正 教育長 宮坂 享

【委員】 (令和7年3月現在)

職 名	氏 名
企画政策部長	岡本 典幸 (事務局長)
総務部長	帯川 豊博
市民環境部長	城田 守
健康福祉部長	小口 邦子
産業振興部長	木下 稔
建設水道部長	仲田 健二
建設水道部技監	宮本 秀幸
教育部長	白上 淳
教育部教育担当参事	両角 秀孝
議会事務局長	伊藤 恵
岡谷市民病院事務部長	名取 浩

【幹事】 (令和7年3月現在)

職 名	氏 名	職 名	氏 名
企画課長	荻原 浩樹	工業振興課長	真田 健
秘書広報課長	宮澤 俊一	商業観光課長	山田 勝由紀
地域創生推進課長	日岐 充利 (事務局次長)	ブランド推進室長	小平 寛
総務課長	原 尚彦	農林水産課長	小林 隆志
財政課長	小松 秀尊	都市計画課長	佐藤 嘉泰
税務課長	赤羽 富美子	土木課長	宮本 秀幸
消防課長	玉置 淳	水道課長	武居 浩史
危機管理室長	伊藤 雅章	会計管理者	小口 典久
市民生活課長	片倉 俊幸	教育総務課長	両角 秀孝
医療保険課長	小松 久志	生涯学習課長	白田 研一
環境課長	今井 康貴	スポーツ振興課長	小松 隆広
社会福祉課長	矢崎 征司	選管・監査・公平 委員会事務局長	矢崎 義人
介護福祉課長	三澤 達也	議会事務局次長	宮澤 輝
子ども課長	高橋 卓	岡谷市民病院 庶務課長	小林 隆
健康推進課長	林 康範		

【専門部員】

(令和7年3月現在)

所 属	職 名	氏 名	所 属	職 名	氏 名
企画課	主幹	田中 卓雄	健康推進課	主幹	小野 郁恵
秘書広報課	主幹	大塚 英邦	工業振興課	主幹	小坂 秀文
地域創生推進課	統括主幹	廣瀬 智子	商業観光課	統括主幹	秋山 仁志
総務課	主幹	西村 孝之	ブランド推進室	主幹	石井 俊光
支所・公民館	主査	宮坂 佳幸	農林水産課	統括主幹	吉沢 透
財政課	主幹	内山 朋信	都市計画課	主幹	花岡 武
税務課	統括主幹	増田 亮吾	土木課	統括主幹	大槻 三男
消防課	主幹	五味 建吾	水道課	主幹	小林 泰弘
危機管理室	主幹	小坂 幸伸	会計課	主幹	矢沢 桂
市民生活課	統括主幹	江嶋 真	教育総務課	主幹	西山 壘
医療保険課	主幹	伊藤 和彦	生涯学習課	主幹	清水 浩史
環境課	統括主幹	宮原 治希	スポーツ振興課	主幹	安仲 智恵子
社会福祉課	主幹	小野 孝也	選管・監査・公平 委員会事務局	主幹	土屋 文子
介護福祉課	統括主幹	伊藤 史佳	議会事務局	統括主幹	笠原 康弘
子ども課	主幹	森下 知佳	岡谷市民病院 庶務課	主幹	保科 圭吾

4 岡谷市男女共同参画条例

公布 平成 16 年 3 月 25 日 条例第 3 号

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、国際連合が定めた女子差別撤廃条約の批准や、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。

岡谷市においても、真の男女平等の実現に向け女性行動計画を策定するなど、男女共同参画社会を目指し様々な施策を推進してきた。

しかしながら、私たちの周りには性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会の慣行が依然として根強く残っており、真の男女平等の実現には、いまだ多くの課題が残されている。

このような状況に加え岡谷市は、働く女性が多いという地域特性があり、さらには加速している少子高齢社会や経済情勢の大きな変化に対応していくためにも、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、豊かで活力ある岡谷市を築くため、市、市民、事業者及び教育関係者が協働して男女共同参画社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的施策を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、心豊かな活力ある男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の推進は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が、互いの特性を認め合い、個人としての尊厳が重んじられるとともに、性別により差別を受けることなく男女の真の平等を基礎とした人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、固定的な役割分担等に基づく男女の社会生活に影響されることなく多様な生き方を選択でき、個人としての能力を十分に発揮できるよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、政策又は方針決定の場に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、家事、育児、介護その他家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、男女が相互の協力と社会の支援のもと、家庭生活又は職業生活の両立及びその他の活動にも対等に参加できるよう配慮されること。

(5) 国際社会における取組と密接な関係があることから、その動向に配慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、実施するものとする。

2 市は、男女共同参画推進に関する施策の実施に当たっては、国、県その他地方公共団体、市民、事業者及び教育関係者と連携し、取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域等あらゆる分野において、男女共同参画を自ら積極的に推進するとともに、市が実施する男女共同参画推進の施策を理解し、協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動を行うよう努め、職業生活とその他の活動とを両立することができる環境の整備に取り組み、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策を理解し、取り組むよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、教育が男女共同参画の推進に果たす役割の重要性を踏まえ、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 すべての人は、家庭、職場、学校、地域等あらゆる場において次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別を理由にする差別的扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により個人を傷つけ、不快にさせ、又は強要により不利益を与えること。)

(3) ドメスティック・バイオレンス(男女間における身体的、精神的な苦痛を与える暴力的行為)

(公衆に表示する情報の配慮)

第9条 すべての人は、広告、ポスター等を公衆に表示するときは、次に掲げる表現をしないよう努めなければならない。

(1) 性別による固定的役割分担、男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現

(2) 過度の性的表現

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ岡谷市男女共同参画審議会に意見を求め、その意見を尊重しなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(年次報告)

第11条 市長は、男女共同参画計画の推進に関する施策の実施状況等について、毎年度報告書を作成し、公表しなければならない。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施していくため、必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関し、市民、事業者、教育関係者、民間団体、地域団体等が理解を深め、自主的な取組を行うことができるようにするため、広報活動、学習、研修の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の活動に対する支援)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民、事業者、教育関係者、民間団体、地域団体等に対し、その活動に必要な情報提供その他の支援を行うものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立支援)

第15条 市は、家族を構成する者が性別にかかわらず家庭生活と職業生活その他の活動とを容易に両立することができるよう、必要な支援及び環境の整備に努めるものとする。

(教育及び学習活動の支援)

第16条 市は、学校、家庭、地域及びその他の社会において、男女共同参画に関する教育及び学習活動を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

(雇用等における男女の平等な機会と待遇の確保)

第17条 市は、雇用における男女の平等な機会の確保に関する事業者の取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し男女の平等の推進に関する取組の状況について報告を求めることができる。

3 市長は、前項の報告を取りまとめ、公表しなければならない。

(苦情及び相談への対応)

第18条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策について市民から苦情の申し出があった場合は、関係機関と連携し、適切かつ迅速に対応しなければならない。

2 市長は、性別による人権侵害その他の男女共同参画の推進を阻害する行為に対し、市民から相談があったときは、関係機関と協力し、適切に対応するよう努めなければならない。

(推進体制の整備)

第19条 市は、男女共同参画推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画を推進するため、市民による体制の構築に努めるものとする。

第3章 岡谷市男女共同参画審議会

(設置等)

第20条 男女共同参画に関する基本的かつ重要事項を調査及び審議するため、岡谷市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、男女共同参画に関する基本事項を調査及び審議するほか、必要に応じて重要事項を調査し、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 一般公募者

(4) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

6 会長は、審議会を代表し、会議を総理する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、企画政策部地域創生推進課が行う。

第4章 補 則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(以下、省略)

5 男女共同参画に関する国内外の動き

年	国連の動き	日本の動き	長野県の動き	岡谷市の動き
1945 年 (S20 年)	・国際連合設立	・衆議院議員選挙法改正 公布（婦人参政権実現）		
1946 年 (S21 年)	・国連婦人の地位委員会 設立	・日本国憲法公布 ・第 22 回総選挙で婦人参 政権行使（女性議員 39 人 当選）		
1947 年 (S22 年)		・改正民法公布（家父長制 廃止）		
1965 年 (S40 年)			・岡谷市に長野県岡谷婦人 の家設置	
1969 年 (S44 年)				・長野県岡谷婦人の家の 管理運営が岡谷市に移管 岡谷市婦人の家として 開館
1975 年 (S50 年)	・国際婦人年（目標：平 等、開発、平和） ・国際婦人年世界会議（メ キシコシティ）で「世界行 動計画」採択	・婦人問題企画推進本部 設置 ・婦人問題企画推進会議 設置		
1976 年 (S51 年)	・国連婦人の 10 年始まる （1976～1985 年）			
1977 年 (S52 年)		・「国内行動計画」（昭和 52～61 年度）策定 ・国立婦人教育会館開館	・社会部労政課に福祉婦人 係設置 ・長野県婦人問題協議会 設置	
1978 年 (S53 年)			・長野県婦人問題県民会議 設立	
1979 年 (S54 年)	・国連総会で「女子差別撤 廃条約」採択	・「女子差別撤廃条約」署 名		
1980 年 (S55 年)	・「国連婦人の 10 年」中 間年世界会議（コペンハ ーゲン）で「国連婦人の 10 年後半期行動プログ ラム」採択		・「長野県婦人行動計画」 （昭和 55～60 年度）策定 ・社会部労政課に婦人係 設置	
1981 年 (S56 年)	・ILO156 号条約（家族的責 任条約）採択	・「国内行動計画後期重点 目標」策定	・社会部青少年家庭課に婦 人室設置	
1984 年 (S59 年)		・「国籍法」改正（父系主 義から父母両系主義へ）	・長野県婦人総合センター 設置（全国 5 番目）	
1985 年 (S60 年)	・「国連婦人の 10 年」ナ イロビ世界会議（ナイロ ビ）で「婦人の地位向上 のためのナイロビ将来戦 略」採択	・「女子差別撤廃条約」 批准 ・「男女雇用機会均等法」 公布		
1986 年 (S61 年)		・婦人問題企画推進本部拡 充（構成を全省庁に拡 大） ・婦人問題企画推進有権者 会議開催	・「新長野県婦人行動計 画」（昭和 61～平成 2 年 度）策定	
1987 年 (S62 年)		・「西暦 2000 年に向けて の新国内行動計画」策定		
1988 年 (S63 年)				・教育委員会に婦人対策担 当設置

年	国連の動き	日本の動き	長野県の動き	岡谷市の動き
1989 年 (H 元年)		・学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等)		
1990 年 (H2 年)	・国連経済社会理事会にて「婦人の地位向上のための ナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991 年 (H3 年)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第 1 次改定)」策定 ・「育児休業法」公布	・「さわやか信州女性プラン」(平成 3～7 年度)策定	
1992 年 (H4 年)			・婦人室を女性室に、長野県婦人総合センターを長野県女性総合センターに婦人問題協議会を女性行政推進協議会に名称変更 ・婦人問題県民会議を女性問題県民会議に改称	
1993 年 (H5 年)	・国連婦人に関する地位委員会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」公布		
1994 年 (H6 年)	・「開発と女性」に関する第 2 回アジア・太平洋大臣会議で「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択	・男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置		・婦人対策担当を女性対策担当に名称変更 ・岡谷市女性行政推進協議会設置 ・「岡谷市女性行動計画」(平成 6～11 年度)策定
1995 年 (H7 年)	・第 4 回世界女性会議：平等・開発・平和のための行動(北京)で「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) ・ILO156 号条例(家族的責任条約)批准		
1996 年 (H8 年)		・男女共同参画推進連合会議(えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画 2000 年プラン」(平成 8～12 年度)策定	・「信州女性プラン 21」(平成 8～12 年度)策定 ・女性プラン推進委員会、地域女性コミュニケーター設置	・人権尊重都市宣言
1997 年 (H9 年)		・男女共同参画審議会設置 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「介護保険法」公布	・社会部に女性課設置	
1999 年 (H11 年)	・ESCAP ハイレベル政府間会議開催	・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布、施行(女性の参画の促進を規定)		
2000 年 (H12 年)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)で「成果文書」 ・「政治宣言」採択	・「ストーカー規制法」施行 ・「男女共同参画基本計画」(平成 12 年 12 月～17 年度)策定	・長野県女性総合センターの愛称を“あいとびあ”に決定(一般公募) ・男女共同参画推進委員会設置(女性プラン推進委員会を改組)	・「第 2 次岡谷市女性プラン」(平成 12～16 年度)策定

年	国連の動き	日本の動き	長野県の動き	岡谷市の動き
2001 年 (H13 年)		・内閣府に男女共同参画局に男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・第1回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	・「パートナーシップながの21」(平成13～21年度)策定 ・男女共同参画推進本部設置(女性行政推進協議会を改組) ・女性課を男女共同参画課に、長野県女性総合センターを長野県男女共同参画センターに名称変更	
2002 年 (H14 年)		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	・「長野県男女共同参画社会づくり条例」公布 ・男女共同参画課を企画局へ移管	・女性対策担当を男女共同参画担当に、女性行政推進協議会を男女共同参画推進協議会に名称変更
2003 年 (H15 年)		・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	・長野県男女共同参画審議会、長野県男女共同参画推進指導委員設置 ・「パートナーシップながの21」改定	・婦人の家の機能を生涯学習館へ移管
2004 年 (H16 年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・同法に基づく基本方針策定	・男女共同参画課を社会部人権尊重推進課と統合、企画部にユマニテ・人権尊重課を設置 ・男女共同参画センターを「配偶者暴力相談支援センター」に指定	・「岡谷市男女共同参画条例」施行 ・岡谷市男女共同参画審議会設置
2005 年 (H17 年)	・第49回国連女性の地位委員会/「北京+10」世界閣僚級会合開催	・「男女共同参画基本計画(第2次)」(平成17年12月～22年度)策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		・「男女共同参画おかやプランⅢ」(平成17～21年度)策定
2006 年 (H18 年)		・「国の審議会等における女性委員の登用促進について」男女共同参画推進本部決定 ・「男女雇用機会均等法」改正(性別による差別禁止の範囲拡大等) ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「第2次長野県男女共同参画計画」(平成18～22年度)策定 ・人権・男女共同参画課に名称変更	・男女共同参画担当を総務部企画課へ移管
2007 年 (H19 年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(保護命令制度の拡充) ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正	・「長野県男女共同参画社会づくり条例」改定	

年	国連の動き	日本の動き	長野県の動き	岡谷市の動き
2008 年 (H20 年)		「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 「次世代育成支援対策推進法」改正(一般事業主行動計画の対象企業拡大)		組織改正により企画政策部に名称変更
2009 年 (H21 年)		「子ども・若者育成支援推進法」制定 「育児・介護休業法」改正(育児休業取得要件の緩和、育児・介護休業の範囲拡大)		
2010 年 (H22 年)	第 54 回国連婦人の地位委員会/「北京+15」記念会合開催	「第 3 次男女共同参画計画」(平成 22 年 12 月～27 年度)策定		「男女共同参画おかやプランⅣ」(平成 22～26 年度)策定
2011 年 (H23 年)	ジェンダー平等と女性のエンパワーのための国連機関(UN Women)発足		「第 3 次長野県男女共同参画計画」(平成 23～27 年度)策定	
2012 年 (H24 年)	第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定		
2013 年 (H25 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(法の適用範囲を生活の本拠を共にする交際相手まで拡大) 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成		
2014 年 (H26 年)	第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	- 輝く女性応援会議開催 - パートタイム労働法改正 - 次世代育成支援対策推進法改正(延長)		
2015 年 (H27 年)	- 第 59 回国連婦人の地位委員会/「北京+20」(ニューヨーク)開催 - 第 3 回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 - UN Women 日本事務所開設 「持続可能な開発のためのアジェンダ」(SDGs)採択。目標 5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定 「第 4 次男女共同参画基本計画」策定		「男女共同参画おかやプランⅤ」(平成 27～31 年度)策定

年	国連の動き	日本の動き	長野県の動き	岡谷市の動き
2016 (H28 年)	・G7 伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意	・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正「男女雇用機会均等法」改正 ・「育児・介護休業法」改正	・「第4次長野県男女共同参画計画」(平成28～32年度)を「長野県女性活躍推進計画」と一体策定 ・内閣府がサポートする「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」が策定・公表した「行動宣言」に知事が賛同 ・長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」の開設	
2017 (H29 年)		・刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)		・働く場における男女の意識調査実施
2018 (H30 年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行	・「長野県就業促進・働き方改革戦略会議」設置 ・「SDGs 未来都市」として国から選定	・男女共同参画に関する市民意識調査実施
2019 (H31 年 /R 元年)	・G7 男女共同参画担当大臣会合が開催され、「男女平等に関するパリ宣言」がとりまとめられる。 ・W20 日本開催(第5回WAW!と同時開催)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ・「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」等改正 ・配偶者暴力(DV)防止法の改正		
2020 (R2 年)	・第64回国連女性の地位委員会/「北京+25」記念会合開催	・「第5次男女共同参画基本計画」策定	・長野県就業促進・働き方改革「基本方針」と「アクションプラン」策定	・「男女共同参画おかやプランVI」(令和2～6年度)を「岡谷市女性活躍推進計画」「岡谷市DV防止計画」を一体策定
2021 (R3 年)			・「第5次長野県男女共同参画計画」(令和3～7年度)を「長野県女性活躍推進計画」と一体策定 ・「第5次長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画」策定	
2022 (R4 年)	・G7 男女共同参画担当大臣会合がベルリンで開催され、G7 男女共同参画担当大臣の共同声明がとりまとめられる。	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ・「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」公布		・組織改正により男女共同参画担当が企画課から地域創生推進課へ移管、男女共同参画・多文化共生担当へ変更 ・働く場における男女の意識調査実施
2023 (R5 年)	・G7 男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が日光で開催され、「G7 ジェンダー平等大臣共同声明(日光声明)」がとりまとめられる。			・男女共同参画に関する市民アンケート実施
2024 (R6 年)			・「長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」策定。	